

出雲崎町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月22日

出雲崎町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第8号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として明確に位置づけられた。

出雲崎町においては平地と中山間地域があり、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地域では基盤整備のされていない区画・形状の悪い圃場や山沿いの畑地等が多く、現状でも遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止や解消、適切な土地利用に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作等が盛んなことから、集落営農組織の法人化の推進や地域の担い手への農地利用の集積・集約化においては農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

このような観点から、地域の特性を考慮しながら活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、出雲崎町農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期毎に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	548.36 ha	0.00 ha	0.00 %
3年後の目標 (平成32年3月)	548.36 ha	0.00 ha	0.00 %
目 標 (平成36年3月)	548.36 ha	0.00 ha	0.00 %

【目標設定の考え方】

当町の遊休農地は現状で0.00haであるため、今後も遊休農地を「ゼロ」に保っていくよう設定する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ・農業委員と推進委員が連携し、農地パトロール等により遊休農地の現状を常日頃より把握し、所有者への是正指導を行うとともに、利用意向調査を実施し、農地中間管理機構への貸付けを促す等、一層の遊休農地解消を図る。
- ・再生利用困難とされた荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年3月)	548.36 ha	185.42 ha	33.81 %
3年後の目標 (平成32年3月)	548.36 ha	244.35 ha	44.56 %
目 標 (平成36年3月)	548.36 ha	438.69 ha	80.00 %

【目標設定の考え方】

「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標と設定した。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な推進方法

「人・農地プラン」の見直し時には積極的に参加し、地域の実情を踏まえた意見を述べるとともに、担い手の希望や離農する農家からの情報を把握し、町と連携して農地中間管理事業や、農業経営基盤強化促進法による利用権設定等により、担い手への農地利用集積を推進する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （平成29年3月）	0 人 （0.00 ha）	0 法人 （0.00 ha）
3 年後の目標 （平成32年3月）	1 人 （0.55ha）	0 法人 （0.00 ha）
目 標 （平成36年3月）	2 人 （1.10 ha）	0 法人 （0.00 ha）

【目標設定の考え方】

過去の管内の新規就農者の推移及び、農地面積・「人・農地プラン」の担い手の数を勘案し、上記の目標値を設定する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

新規参入に関する窓口として農業委員会は町や関係機関と連携し、各種助成制度等に関する情報を収集するとともに、地域の農地の情報を把握し、新規参入者と農地所有者との橋渡しを行うなど支援活動を行う。